

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成28年11月11日(金曜日) 第495号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

表彰	△平成28年 秋の叙勲受章者	・・・P 1
	△平成28年 鉄道関係係功労者 国土交通大臣表彰	・・・P 2
	△平成28年 鉄道関係係功労者 北陸信越運輸局長表彰	・・・P 3
	△平成28年 鉄道運転無事故 北陸信越運輸局長表彰	・・・P 4
	△平成28年 索道運転無事故 北陸信越運輸局長表彰	・・・P 4
	△平成28年 自動車関係功労者 国土交通大臣表彰	・・・P 5
	△平成28年 自動車及び観光関係功労者 北陸信越運輸局長表彰	・・・P 5
	△平成28年 優良事業者等 北陸信越運輸局長表彰	・・・P10
	△平成28年 統計調査関係功労者 国土交通省総合政策局情報政策本部長表彰	・・・P13
公示	△「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について	・・・P13
	△準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について	・・・P19
	△「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について	・・・P20
許認可等	△一般貨物自動車運送事業の許可状況	・・・P23
	△自動車分解整備事業の認証	・・・P23
	△指定自動車整備事業者の指定	・・・P24

表彰

■ 平成28年 秋の叙勲受章者(総務部)

多年にわたり国土交通関係業務に精励され御功績のあった下記の方は、平成28年11月10日に勲章(旭日小綬章)が授与されました。

(敬称略)

旭日小綬章	谷本 義治	75歳	大聖寺運輸(株) 代表取締役 (一社)石川県トラック協会 会長
-------	-------	-----	------------------------------------

平成28年11月3日付(内閣)

多年にわたり国土交通関係業務に精励され御功績のあった下記の方々は、平成28年11月10日に勲章（旭日双光章）が授与されました。

(敬称略)

旭日双光章	井堀 雅秀	71歳	菅平トヨタ整備(株) 代表取締役 (一社)長野県自動車整備振興会 副会長
旭日双光章	島田 誠二	82歳	元 菱富食品工業(株) 代表取締役会長 元(一社)富山県自家用自動車協会連合会 会長

平成28年11月3日付 (内閣)

公務等に長年にわたり従事し成績を挙げた下記の方々は、平成28年11月10日に勲章（瑞宝双光章）が授与されました。

(敬称略)

瑞宝双光章	相田 堅三	72歳	元 北陸信越運輸局総務部長
瑞宝双光章	辻川 吉文	71歳	元 北陸信越運輸局海事振興部長

平成28年11月3日付 (内閣)

■ 平成28年 鉄道関係功労者 国土交通大臣表彰（鉄道部）

多年にわたり、鉄道関係事業において功績が顕著である下記の方々は、平成28年10月14日付けで国土交通大臣より表彰されました。

鉄道事業 事業功労 (敬称略)

所 属	氏 名
立山黒部貫光(株)	佐伯 博

鉄道事業 永年勤続功労 (敬称略)

所 属	氏 名
東日本旅客鉄道(株)	加藤 正之
〃	細野 修

鉄道をめぐる一般協力者 (敬称略)

氏名 又は 団体名
大沢福寿会

■ 平成28年 鉄道関係功労者 北陸信越運輸局長表彰（鉄道部）

多年にわたり、鉄道関係事業における功績が顕著である下記の方々を平成28年10月14日付
 けで表彰いたしました。

索道事業 事業功労 (敬称略)

所 属	氏 名
国際スキー開発（株）	石川 光一

鉄道事業 永年勤続功労 (敬称略)

所 属	氏 名
東日本旅客鉄道（株）	上村 浩昭
〃	柳澤 利広
〃	古海 宏文
〃	岡田 利裕
〃	石田 修
〃	安達 宏範
〃	小林 満也
〃	平山 正浩
〃	本藤 滋保
〃	竹村 大由
〃	本林 誠
日本貨物鉄道（株）	本望 剛
〃	飯田 剛
富山ライトレール(株)	廣田 義一
富山地方鉄道（株）	大川 輝邦
北越急行（株）	小嶋 晴男

鉄道をめぐる一般協力者

団 体 名
池坊巻華道会
桑名川区馬場組

■ 平成28年 鉄道運転無事故 北陸信越運輸局長表彰（鉄道部）

所定の期間において、自社の責任に属する運転事故がなくかつ運転業務の成績が優秀である下記の方々を平成28年10月14日付けで表彰いたしました。

事業者名	表彰対象期間
東日本旅客鉄道（株）新潟支社	平成27年9月1日 ～ 平成28年8月31日
東日本旅客鉄道（株）長野支社	平成27年9月1日 ～ 平成28年8月31日
東海旅客鉄道（株）東海鉄道事業本部	平成26年9月1日 ～ 平成28年8月31日
日本貨物鉄道（株）関東支社	平成26年9月1日 ～ 平成28年8月31日
長野電鉄（株）	平成26年9月1日 ～ 平成28年8月31日
しなの鉄道（株）	平成26年9月1日 ～ 平成28年8月31日
富山地方鉄道（株）	平成26年9月1日 ～ 平成28年8月31日
のと鉄道（株）	平成25年9月1日 ～ 平成28年8月31日
北陸鉄道（株）	平成25年9月1日 ～ 平成28年8月31日

■ 平成28年 索道運転無事故 北陸信越運輸局長表彰（鉄道部）

所定の期間において、自社の責任に属する運転事故がなくかつ運転業務の成績が優秀である下記の方々を平成28年10月27日付けで表彰いたしました。

事業者名	表彰対象期間
大生総業（株）	平成20年9月1日 ～ 平成28年8月31日
（株）舞子リゾート	平成23年9月1日 ～ 平成28年8月31日
北志賀藤田観光（株）	平成21年9月1日 ～ 平成28年8月31日
戸狩温泉スキー場（株）	平成21年9月1日 ～ 平成28年8月31日
（株）ハーレスキーリゾート	平成21年9月1日 ～ 平成28年8月31日
（株）菅平スキーハウス	平成20年9月1日 ～ 平成28年8月31日
湯の丸観光開発（株）	平成21年9月1日 ～ 平成28年8月31日
朝日村	平成20年9月1日 ～ 平成28年8月31日
アスモグループ（株）	平成23年9月1日 ～ 平成28年8月31日
治部坂観光（株）	平成20年9月1日 ～ 平成28年8月31日

佐久穂町	平成20年9月1日 ~ 平成28年8月31日
(一社) 富士見開発公社	平成23年9月1日 ~ 平成28年8月31日
(株) 長和町振興公社	平成21年9月1日 ~ 平成28年8月31日
(株) 白馬館	平成21年9月1日 ~ 平成28年8月31日
富山市	平成20年9月1日 ~ 平成28年8月31日
上平観光開発(株)	平成20年9月1日 ~ 平成28年8月31日

■ 平成28年 自動車関係功労者 国土交通大臣表彰(総務部)

自動車関係事業に多年にわたり精励され、功績顕著である下記の方々は、平成28年10月27日付けで国土交通大臣から表彰されました。

【事業功労】 (敬称略)

事業	氏名	所属職名	県別
トラック	小林 和男	中越運送(株) 代表取締役社長 (公社)全日本トラック協会 副会長	新潟県
	久安 常信	久安重機運輸(株) 代表取締役 (一社)石川県トラック協会 副会長	石川県
整備	南島 進	南島オート(株) 代表取締役会長 石川県自動車整備振興会金沢ブロック長	石川県
	宮澤 修一	飯田自動車(株) 代表取締役	長野県

【永年勤続功労】 (敬称略)

事業	氏名	所属職名	県別
タクシー	音田 悠平	個人タクシー 運転者	新潟県
	小阪 雅之	個人タクシー 運転者	石川県
	細野 義廣	個人タクシー 運転者	新潟県
	三井 昇二	つばめタクシー(株) 運転者	長野県
	吉田 孝征	個人タクシー 運転者	石川県

■ 平成28年 自動車及び観光関係功労者 北陸信越運輸局長表彰(総務部)

○事業功労

多年にわたり、自動車関係事業又は関係団体の役員として事業の振興等に尽力し、功績が顕著である下記の方々を、平成28年11月1日付けで表彰いたしました。

【事業功労】

(敬称略)

事業	県別	氏名	所属職名
タクシー	長野県	田中 健一	省和タクシー(株) 代表取締役社長
		鈴木 ミツ	豊野タクシー(有) 代表取締役社長
	富山県	長島 啓三	(有)入善タクシー 専務取締役
	石川県	高澤 弘司	(有)余喜タクシー 代表取締役
トラック	新潟県	丸山 俊一	(有)丸善建設 取締役会長
		松本 武司	(有)見附霊柩公社 代表取締役
		西川 武司	西川運輸興業(株) 代表取締役
		細田 一朗	(株)サンエーサービス 取締役会長
		古海 正雄	上越運送(株) 代表取締役社長
		渡邊 喜彦	マルソー(株) 代表取締役会長
	富山県	若林 伯治	若林運輸(株) 代表取締役社長
		夏野 公秀	射水運輸(株) 代表取締役社長
		神田 敏	クレハ運送(株) 代表取締役社長
	石川県	高橋 満	高橋配送(有) 代表取締役
		藤橋 一憲	(有)藤橋運輸 取締役相談役
		前多 喜信	前多急送(有) 代表取締役
北川 直二		三恵物産(株) 代表取締役	
整備	長野県	山崎 章	(有)山崎自動車工場 代表取締役
		徳竹 敏彦	(有)徳竹ホンダ 代表取締役
		森泉 守	(有)ジャパンオート 代表取締役
		降旗 憲治	日産プリンス松本販売(株) 代表取締役
		横川 岩夫	(有)白馬カーホールム 代表取締役
	富山県	作田 文昭	轟自動車 代表
	石川県	高野 力誠	(有)タカノ自動車サービス 代表取締役
車体整備	長野県	金箱 盛雄	(株)金箱ボデー 取締役会長
		志摩 三男	(有) 志摩自動車钣金 代表取締役
	富山県	岡部 雅弘	T. トラスト(株) 代表取締役
		豆川 景克	大島自動車(株) 代表取締役会長

販売	長野県	小林 邦博	(株)モト・ヴィラ・コバヤシ 代表取締役
	富山県	酒井 宗一	Y S P 富山中央 代表
		中村 勇	(株)ホンダトヤマ販売五福 代表取締役社長
	石川県	高桑 健一	石川日産自動車販売(株) 常務取締役
		北川 善昭	(株)イーピーエム・コーポレーション 代表取締役社長
		渋谷 弘二	(株)ホンダカーズ石川 代表取締役副社長
		味澤 正久	ネッツトヨタ石川(株) 専務取締役
		東谷 栄一	ネッツトヨタ石川(株) 取締役
	レンタカー	富山県	高野 泰行
大屋 芳雄			大栄レンター 代表
関係団体	長野県	中島 君忠	長野南自家用自動車協会 会長
		宮坂 政光	長野県自家用自動車協会更埴支部 支部長
		山崎 素史	安曇野自家用自動車協会 会長
		春原 芳夫	長野県自家用自動車協会松代支部 支部長
		田中 篤	長野県自家用自動車協会中高支部 支部長
		青木 博文	塩尻自家用自動車協会 会長
	富山県	大塚 謙二	(一社)富山県自家用自動車協会連合会 専務理事

○永年勤続功労

永年にわたり、①自動車関係事業又は関係団体の業務の従事者、②自動車運送事業の運転者、③自動車整備事業の従事者、④自動車整備教育指導員、⑤貨物自動車運送適正化事業指導員の業務に精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる下記の方々を平成28年11月1日付けで表彰いたしました。

【永年勤続功労】(新潟県)

(敬称略)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
バス運転者	高木 文昭	新潟交通(株)
	高橋 秋雄	新潟交通(株)
	栗原 文彦	新潟交通(株)
	水落 直	越後交通(株)
	高倉 敏則	頸城自動車(株)
	横田 佳昭	頸城自動車(株)
	飯田 光幸	頸城自動車(株)

タクシー運転者	横尾 えみ子	頸城ハイヤー(株)
	渡辺 悟	頸城ハイヤー(株)
トラック従事者	石田 良彰	中越通運(株)
トラック運転者	佐藤 伸幸	前佐渡運送(株)
	高津 康夫	前佐渡運送(株)
	池田 成仁	富士興業(株)
	中野 優	富士興業(株)
	本間 光正	富士興業(株)
	勝又 潔	新潟運輸(株)
	木津 秀夫	中越運送(株)
自動車整備教育指導員	長谷川 力	新潟県自動車整備振興会技術講習所
販売従事者	鈴木 弘	新潟トヨタ自動車(株)
	田中 英夫	トヨタカローラ新潟(株)
	新保 一雄	ネットトヨタ新潟(株)
	吉岡 裕雄	ネットトヨタ新潟(株)
	布施 光成	新潟日産自動車(株)
	大崎 与志勝	新潟日産自動車(株)
	塚田 康弘	新潟日産モーター(株)
	本間 正幸	日産プリンス新潟販売(株)
	佐藤 明則	日産プリンス新潟販売(株)
	田中 博貴	(株)日産サテリオ新潟
	三浦 克己	新潟スバル自動車(株)
	鈴木 滋夫	新潟スバル自動車(株)
	布施 雅臣	新潟スバル自動車(株)
	早川 敏	(株)スズキ自販新潟
	安達 亮司	(株)スズキ自販新潟
	増田 悌次郎	(株)スズキ自販新潟
	田中 邦雄	新潟日野自動車(株)
石井 薫	新潟日野自動車(株)	
団体従事者	佐藤 みゆき	(一社)日本自動車販売協会連合会新潟県支部

団体従事者	亀山 伸子	(一社) 日本自動車販売協会連合会新潟県支部
-------	-------	------------------------

【永年勤続功労】(長野県)

(敬称略)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
バス運転者	横川 利之	長電バス(株)
	米山 秀春	長電バス(株)
タクシー運転者	杉山 八重子	(株) 南木曾観光タクシー
個人タクシー運転者	中曾祢 健	個人タクシー(中曾祢タクシー)
	金澤 重夫	個人タクシー(あっぷる観光タクシー)
トラック従事者	宮下 剛	上田運送(株)
	土橋 郁哉	南信貨物自動車(株)
トラック運転者	山崎 宏幸	岡田産業(株)
自動車整備士	相澤 功一	(株) J Aオート長野
	黒田 幸雄	ルート19セルフ上松給油所
販売従事者	篠原 俊樹	浅間技研工業(株)
団体従事者	相田 篤	(一社) 長野県自動車整備振興会
	鴨井 秀康	(一社) 長野県自動車整備振興会
	小林 伸子	(一社) 長野県自動車整備振興会
	佐々木 明彦	(一社) 長野県自動車整備振興会
	宮川 祥子	(一財) 長野県自動車標板協会

【永年勤続功労】(富山県)

(敬称略)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
タクシー運転者	堀 三幸	高岡交通(株)
	西村 明則	富山交通(株)
自動車整備士	松本 早苗	千代田機電(株)
	城 孝夫	(有) 新湊モータース
	高木 達雄	(有) 山下自動車
販売従事者	古川 輝男	富山トヨタ自動車(株)
	澤野井 秀毅	富山トヨペット(株)
	福嶋 一宏	富山トヨペット(株)

販売従事者	澤山 博実	(株) 日産サティオ富山
	島 一樹	(株) 日産サティオ富山

【永年勤続功労】(石川県)

(敬称略)

部 門	氏 名	所属事業所(団体)名
タクシー運転者	谷口 茂	石川交通(株)
	森山 清一	石川近鉄タクシー(株)
個人タクシー運転者	北井 進	個人タクシー(北井タクシー)
	松山 太一	個人タクシー(蚊爪タクシー)
トラック運転者	光谷 一彦	城西物流倉庫(株)
自動車整備士	大長 英樹	ネッツトヨタ石川(株)
	山岸 潔	ネッツトヨタ石川(株)
	柴田 政実	ネッツトヨタ石川(株)
	山下 信次	ネッツトヨタ石川(株)
販売従事者	森田 茂	トヨタカローラ石川(株)
	石川 謙二	トヨタカローラ石川(株)
団体従事者	倉山 久恵	石川県自動車販売店協会
	林 啓昭	石川県自動車販売店協会
貨物自動車運送 適正化事業指導員	岡村 諭	(一社)石川県トラック協会

■ 平成28年 優良事業者等 北陸信越運輸局長表彰(総務部)

○環境保全対策への貢献(自動車整備事業・自動車販売事業関係)

地球温暖化防止対策(CO2排出量の削減等)、リサイクル部品の活用、事業場の環境対策(悪臭防止等)、使用済み自動車の適正処理を積極的に行っている下記の事業場を平成28年11月1日付けで表彰いたしました。

【環境保全対策への貢献】

(新潟県)

事業者の氏名又は名称	事業場の名称
シーエムシー中越モータース(株)	シーエムシー中越モータース(株) ピットサークル燕店
新潟トヨペット(株)	新潟トヨペット(株) 五泉店

【環境保全対策への貢献】

(長野県)

事業者の氏名又は名称	事業場の名称
(株) ホンダカーズ長野東	(株) ホンダカーズ長野東 吉田店
伊北トヨタ自動車 (株)	伊北トヨタ自動車 (株)
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 上高田店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 運動公園店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 上田常入店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 小諸インター店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 佐久店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 南長野店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 中野西店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 上田常田店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 南店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 千曲内川店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 須坂店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 佐久南店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 ホンダオートテラス長野中央店
(株) ホンダカーズ長野中央	(株) ホンダカーズ長野中央 ホンダオートテラス上田店

【環境保全対策への貢献】

(富山県)

事業者の氏名又は名称	事業場の名称
(有) 魚津鋳金	(有) 魚津鋳金
ヤマ自動車 (株)	ヤマ自動車 (株)
(有) カーメンテナンス朝倉	(有) カーメンテナンス朝倉

【環境保全対策への貢献】

(石川県)

事業者の氏名又は名称	事業場の名称
谷内自動車工業 (株)	谷内自動車工業 (株)
北日本自動車 (株)	北日本自動車 (株)
三洋自動車 (株)	三洋自動車 (株)
(有) 湖南自動車商会	(有) 湖南自動車商会

(株) 高蔵自動車	(株) 高蔵自動車
(有) 友星自動車	(有) 友星自動車
南島オート (株)	南島オート (株)
(株) ホンダカーズ石川	Honda Cars 石川 金沢古府店

○安全対策への貢献（自動車運送事業関係）

所定の期間内に、北陸信越運輸局管内に使用の本拠を有する事業用自動車における国土交通省令で定める事故（死者又は重傷者を生じたもの等）が皆無である下記の事業者を平成28年11月1日付けで表彰いたしました。

【安全対策への貢献】

(富山県)

事業種別	事業者名	運転無事故期間
乗用	となみ観光交通 (株)	平成24年9月1日～平成28年8月31日
	電気交通 (株)	平成23年9月1日～平成28年8月31日
	いみずタクシー (株)	平成22年9月1日～平成28年8月31日
	八尾交通 (株)	平成22年9月1日～平成28年8月31日
	協和タクシー (有)	平成22年9月1日～平成28年8月31日
	(有) 五箇山タクシー	平成22年9月1日～平成28年8月31日
	(有) 小杉タクシー	平成23年9月1日～平成28年8月31日
貨物	(有) 北陸旭輸送	平成23年9月1日～平成28年8月31日
	北陸運送 (株)	平成23年9月1日～平成28年8月31日
	(株) 城北	平成23年9月1日～平成28年8月31日

○安全性優良事業所（貨物自動車運送事業関係）

長期間にわたって、安全性優良事業所の認定（公益社団法人全日本トラック協会が行う、輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所に対する認定制度：Gマーク制度）を受け、安全対策等について顕著な功績が認められる下記の事業所を平成28年11月1日付けで表彰いたしました。

【安全性優良事業所】

(新潟県)

事業所名	連続Gマーク取得年数
エム・アール・エス (株) 本社営業所	12年
八海運送 (株) 本社営業所	12年
新潟通運 (株) 本社営業所	11年

日軽物流（株） 新潟営業所	11年
---------------	-----

【安全性優良事業所】 (長野県)

事業所名	連続Gマーク取得年数
南信貨物自動車（株） 長野営業所	11年
南信貨物自動車（株） 松本営業所	11年
日本図書輸送（株） 松本営業所	11年
三協運輸（株） 本社営業所	11年

【安全性優良事業所】 (石川県)

事業所名	連続Gマーク取得年数
(株) ミツノリ 金沢支店	12年
丸運トラック（株） 本社営業所	12年
是則北陸運輸（株） 良川営業所	12年
センコー（株） 金沢営業所	12年
石川日通運輸（株） 本社営業所	11年

■ 平成28年 統計調査関係功労者 国土交通省総合政策局情報政策本部長表彰（自動車交通部）

多年にわたり自動車輸送統計調査において報告義務を遂行し、その功績が顕著である下記の方は、平成28年10月27日付けで国土交通省総合政策局情報政策本部長より表彰されました。

事業	県別	事業者名
一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業	長野県	有限会社根羽観光バス

○ 公 示

(自動車交通部)

■ 公示第51号

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別

措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」（平成26年1月27日付け公示第76号）を別紙のとおり一部改正する。

平成28年11月4日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

別紙

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第76号</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 和辻 健二</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシ</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第76号</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 和辻 健二</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。</p> <p>1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシ</p>

一事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率
減車率：減車による供給輸送力の削減率
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率×0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率×0.2 + 木曜日収入率×0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が北陸信越運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

一事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率
減車率：減車による供給輸送力の削減率
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率×0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率×0.2 + 木曜日収入率×0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が北陸信越運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後 6 ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD 車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部を UD 車両等以外の車両から UD 車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度として UD 車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第 8 条の 7 に規定する事業者計画に、2. による新規登録等を行う場合又は、第 3 による営業方法の制限を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

第 3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。

2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。

① 「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成 19 年 11 月 20 日付け国自旅第 208 号通達）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。）

対象事業者は、特定特別監視地域指定日（地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後 6 ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD 車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部を UD 車両等以外の車両から UD 車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度として UD 車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第 8 条の 7 に規定する事業者計画に、2. による新規登録等を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。

はその日。以下同じ。)からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。)

対象事業者は、旧特定地域指定日(地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。)からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含む。)

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以降、1年間(地方運輸局長が別に定めた場合はその期間(ただし、その期間は1年以上とする。))の当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、原則、事業の廃止等による減車分は含めないこととする。

3. 地域指定解除までの間、1.により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。

4. 3.による新規登録等は以下の①又は②の車両(以下「新規登録等可能車両」という。)に限り行うことができる。

① UD車両等

② 事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)における補助対象機器(ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。)を搭載している初度登録車両(車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。)

ただし、平成28年11月4日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部を新規登録等可能車両以外の車両から新規登録等可能車両へ代替えた場合は、その車両数を限度として新規登録等

<p>可能車両以外の車両とすることができる。</p> <p>5. 1. による抹消登録等を行う場合は、<u>法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、地方運輸局長の認定を受けなければならない。</u></p> <p>① <u>活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2. の車両数を限度として実施すること。</u></p> <p>② <u>1. による抹消登録等及び3. による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。(区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。)</u></p> <p>③ <u>準特定地域指定が解除(特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。)された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出(減車)(以下「減車届出」という。)がなされたものとして取り扱われること。</u></p> <p>6. <u>特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第24. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2 2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>7. <u>準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月17日付け国自安第137号・国自旅第217号・国自貨第55号・国自整第161号通達)」3⑬の規定は適用しない。</u></p> <p>第4 <u>上記、第2及び第3の規定に基づいて抹消登録等を行った場合は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。</u></p> <p>附 則 本公示は、平成26年1月27日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年4月7日付け公示第2号で一部改正)</p>	<p>附 則 本公示は、平成26年1月27日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年4月7日付け公示第2号で一部改正)</p>
---	---

改正後の公示は、平成28年4月7日から適用する。	改正後の公示は、平成28年4月7日から適用する。
附 則（平成28年11月4日付け公示第51号で一部改正）	
改正後の公示は、平成28年11月4日から適用する。	

(自動車交通部)

■ 公示第52号

準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」（平成26年1月27日付け公示第76号。以下「営業方法制限公示」という。）により、準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率を下記のとおり定めたので公示する。

平成28年11月4日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

記

県 別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）
新潟県	長岡交通圏	減休車率10.9%を超える
	上越交通圏	減休車率 3.3%を超える
	三条市A	減休車率13.8%を超える
	新発田市A	減休車率 5.4%を超える
	柏崎市A	減休車率 5.1%を超える
長野県	松本交通圏	減休車率 8.5%を超える
	上田市A	減休車率13.9%を超える
	飯田市A	減休車率 9.8%を超える
富山県	高岡・氷見交通圏	減休車率15.5%を超える
	砺波市B・南砺市	減休車率 2.1%を超える
石川県	南加賀交通圏	減休車率 9.8%を超える

※1) 減休車率は、営業方法制限公示第3 2. 1. ②及び③の期間における始期の車両数から、実施した減休車数を減じて算出された終期の車両数を、始期の車両数で除した値から1を減じた値を示す。

附 則

この公示は、平成28年11月4日から適用する。

(自動車交通部)

■ 公示第54号

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第11号)を別紙のとおり一部改正する。

平成28年11月10日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
公 示	公 示
公示第11号	公示第11号
一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について	一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について
一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年7月1日	平成14年7月1日
北陸信越運輸局長 武藤 秀一	北陸信越運輸局長 武藤 秀一
記	記
1. 許可(法第4条第1項)	1. 許可(法第4条第1項)
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)

<p>(3) 事業用自動車 ①～② (略)</p> <p><u>③ 事業用自動車として使用しようとする自動車</u> <u>が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自</u> <u>動車をいう。)である場合、運輸開始までに道路運</u> <u>送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する</u> <u>計画があり、定期点検整備に係る概算見積書の写</u> <u>し、宣誓書等の提出があること。</u></p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(12) 許可等に付す条件等 ①～② (略)</p> <p><u>③ 許可に際しては、営業所に常時設置され、</u> <u>インターネットに接続されたパソコンを全ての営業</u> <u>所に設置するとともに、当該パソコンに制度改正等</u> <u>に関する情報等を配信するためのメールアドレス</u> <u>(メールアドレスを変更した場合は変更後のメー</u> <u>ルアドレス)を運輸局等に対して通知する旨の条件を</u> <u>付すこととする。</u></p> <p>2.～10. (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>附 則 1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。 2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』(平成14年1月31日付け国自旅第163号)により取扱うこととし、当該通達は申請窓口^にに備え置くものとする。 3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年1月31日付け公示第110号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。 附 則(平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正) この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。 附 則(平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正)</p>	<p>(3) 事業用自動車 ①～② (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(12) 許可等に付す条件等 ①～② (略)</p> <p>2.～10. (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>附 則 1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。 2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』(平成14年1月31日付け国自旅第163号)により取扱うこととし、当該通達は申請窓口^にに備え置くものとする。 3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年1月31日付け公示第110号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。 附 則(平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正) この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。 附 則(平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正)</p>
---	---

<p>この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則（平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則（平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則（平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正）</p> <p>1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。</p> <p>附 則（平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成25年10月31日付け公示第58号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成26年1月27日付け公示第87号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成26年10月16日付け公示第51号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成26年10月17日以降に受理する申請から適用する。</p> <p><u>附 則（平成28年11月10日付け公示第54号で一部改正）</u></p> <p><u>この公示は、平成28年12月1日以降に受理する申請から適用する。</u></p>	<p>この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則（平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則（平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則（平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正）</p> <p>1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。</p> <p>附 則（平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成25年10月31日付け公示第58号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成26年1月27日付け公示第87号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。</p> <p>附 則（平成26年10月16日付け公示第51号で一部改正）</p> <p>この公示は、平成26年10月17日以降に受理する申請から適用する。</p>
--	---

ただし、1. (12) ③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。	
---	--

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業の許可状況（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
株式会社 殿島林輪 (法人番号 8100001029384)	代表取締役 片桐 雄二	H28. 10. 26	長野県伊那市東春近 2792番地4	5
株式会社 北優建材 (法人番号 7230001016544)	代表取締役 土井 嘉孝	H28. 10. 26	富山県中新川郡上市町 中小泉246番地7	5
株式会社 トコシー (法人番号 7230001001868)	代表取締役 品川 祐一郎	H28. 10. 27	富山県富山市千歳町二丁目 5番26番	6
株式会社 アンカー (法人番号 1100001029457)	代表取締役 片桐 るみ	H28. 10. 27	長野県下伊那郡豊丘村神稲 6757番地5	5

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第360号
認証年月日	平成28年11月1日
事業者名	株式会社オートボックスセブン（法人番号 3010601030532）
事業場の名称	オートボックス白根店
事業場の所在地	新潟県新潟市南区能登字前436番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第10213号
指定年月日	平成28年11月7日
事業者名	有限会社 伊藤自動車整備工場（法人番号 8110002021892 ）
事業場の名称	有限会社 伊藤自動車整備工場
事業場の所在地	新潟県村上市坂町字笹谷3591番地
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

以上